

中 央 防 災 会 議

「防災基本計画専門調査会」

第4回原子力災害プロジェクトチーム

議 事 録

中 央 防 災 会 議 事 務 局

# 中央防災会議「防災基本計画専門調査会」

## 第4回原子力災害プロジェクトチーム 議事次第

日 時：平成13年3月18日（月） 10:00～11:05

場 所：虎ノ門パストラル 新館4階「ミント」

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

(1) 原子力艦の原子力災害について

(2) 緊急被ばく医療について

4. 閉 会

○野田参事官 それでは、定刻でございますので、ただいまから中央防災会議「防災基本計画専門調査会」の第4回原子力災害プロジェクトチームを開催いたします。

担当の野田でございます。よろしくお願いいたします。

審議に先立ちまして、高橋政策統括官よりごあいさつ申し上げます。

○高橋政策統括官 先生方には、大変お忙しいところ、このプロジェクトチームでの御検討をいただきまして大変ありがとうございます。

このプロジェクトチームも第4回を迎えました。いよいよ最終の原子力艦災害についての取りまとめをやっていただく段階になったわけでございます。

このプロジェクトチームの結果を受けまして、来週の25日に防災基本計画の専門調査会が開かれまして、できればそこで報告をしたいと思っております。

しかしながら、非常災害対策本部の事務局をどこに置くかという一番大切な問題が、行政内部の調整がまだ最終段階まで詰まっていない点が1点ございまして、その点につきましては、来週の基本計画専門調査会までに政府内での調整を引き続き行いたいと思っております。

本日は、よろしくお願いいたします。

○野田参事官 続きまして、審議官が交代しましたので、白崎大臣官房審議官よりごあいさつ申し上げます。

○白崎審議官 おはようございます。白崎と申します。前任の北里と同様、よろしくお願いいたします。

○野田参事官 それでは、議事に入ります前に、お手元にお配りしております資料を確認させていただきます。

座席表の下に、本日の議事次第。

その後ろに、原子力災害プロジェクトチームの「原子力艦の原子力災害について」。

資料1として修正文案。

その後ろに「緊急被ばく医療について」。

資料2として緊急被ばく医療関係の新旧対照表。

最後に、前回の第3回のプロジェクトチームの議事概要等を添付してございます。御確認いただきたいと思います。

よろしゅうございますでしょうか。それでは、以降の進行につきましては、能澤座長にお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○能澤座長 能澤でございます。よろしくお願いいたします。

第3回の原子力災害プロジェクトチームでは、原子力艦の原子力災害に関する技術的な検討事項について委員の皆様にも再度御認識いただくとともに、計画修正に当たって検討すべき事項について、さらなる意見交換がございました。

今回は、そのような検討の結果等を踏まえました防災基本計画の修正文案が作成されております。これについて事務局から説明していただく予定です。

もう一つの議題でございます緊急被ばく医療につきましても、前回同様、具体的な文案が出ておりますので、後ほど事務局から説明をお願いします。

また、本プロジェクトチームの議事の公開については、資料につきましては未調整の部分

が含まれておりますので非公開とし、議事要旨のみを公表させていただくというふうに考えております。

また、詳細な議事録につきましては、第3回までと同様に、後日委員の皆様の御発言内容を確認いただいた上、発言者を明記して公表することとしたいと存じます。よろしく御了解をいただきたいと思います。

それでは、議事に従って進めてまいります。

まず、「原子力艦の原子力災害について」事務局より御説明をお願いいたします。

○野田参事官 それでは、お手元の「原子力艦の原子力災害について」の資料1でございますが、防災基本計画の第10編の部分につきまして、おおむね政府内で合意ができておりますので、その内容について御説明いたします。

まず、1ページ目に原子力災害編の前文がございます。その①のところで、本編で対象にする原子力災害について触れておりますが、①の5行目以下、「さらに、原子力艦の原子力災害の対策についても記述する（原子力艦内及び外国政府の管理下にある区域での対策を除く）。」というところを追加しております。

さらに⑤につきまして「本編第4章の原子力艦の原子力災害に関しては、地域的な特殊性をかんがみて必要とされる場合、関係自治体の防災計画において、その対応に留意するものとする」。

これは、現行計画に記述している2行でございますが、これを前文に挿入させていただくという考え方でございます。

2ページ以下に、前回もお示しをいたしました計画原案につきまして、おおむねの了解をいたしました。現在の修正案を示してございます。

前文に示しました関係で、4章の最初の前書き、前回は注1、注2と入れておりましたが、そのところを短縮させていただいております。

「第1節 情報の収集・連絡及び通信の確保」

「1 災害情報の収集・連絡」

「(1) 災害情報等の連絡」

これにつきましては、外務省が通報を受けた場合に、関係機関に連絡をするということ。さらに外務省につきましては、外国政府に対して必要な情報の提供を要請するということ。

③として、現地の防衛施設局が、関係地方公共団体等に連絡をする。そういった連絡関係について記述をしております。

「(2) 放射能影響の早期把握のための活動」

これにつきましても、前回同様、文部科学省が海上保安庁、地方公共団体の協力を得て放射能水準の調査を行う。

さらに②として、文部科学省は、異常な数値が出た場合に、モニタリングの強化等必要な措置をとるということを書いております。

そのほか、放射線医学総合研究所、経産省、防衛庁、海上保安庁の事務について書いております。

⑦に、関係地方公共団体は、文部科学省と協力して放射線モニタリングの実施に努めるも

のとする。これについては、関係地方公共団体の事務を追加しております。

「(3) 応急対策活動情報の連絡」

3ページに入りまして、これにつきましても①の関係市町村、また②、③、④という形で、前回とほぼ同様のものを入れてございます。字句の修正だけでございます。

「2 通信手段の確保」についても、前回と同様でございます。

「第2節 活動体制の確立」でございますが、これは前回全く未調整のものを出させていたいただきましたが、今回はほぼ調整を了しております。

「1 関係指定行政機関等の活動体制」

①として、関係指定行政機関は、職員の非常参集等を行うということ。

②として、関係指定行政機関が、そのほかの機関との緊密な連携を図る。

③として、職員を現地に派遣する。

④として、関係地方公共団体が同様に必要な体制をとるということを記述しております。

⑤として、関係地方公共団体が、その他の機関との緊密な連携をとる。

⑥として、国に対して専門家の派遣の要請をする。また、ほかの地方公共団体等に装備、資機材、人員等の応援を求めるという記述をしております。

4ページに参りまして、広域応援協定等に基づいて、応援体制を整えるという記述でございます。

⑦の関係指定公共機関につきましても、同様に職員の非常参集等、必要な体制をとる。

⑧は、それぞれの機関の緊密な連携について記述をしております。

「2 政府の活動体制」でございます。

前回、お出ししたものに比べると簡素化を図った表現としております。

「(1) 関係省庁原子力艦事故対策連絡会議の開催」

これにつきましては、「〇〇〇〇は、」という表現にしておりますが、必要に応じて会議を開いて情報の交換を行うこととしております。

「(2) 官邸対策室又は官邸連絡室の設置」

①として、内閣官房は、このような室を設置して効果的な初動対処体制を確立するということでございます。

「(3) 関係閣僚会議の開催」

これは、内閣として総合調整を行う必要があり、非常に対応が大きなものになってきた場合に、関係閣僚会議を開いて対策の全体像を議論していただくという観点から、内閣総理大臣が、官邸において関係閣僚会議を開催するという表現を入れております。

「(4) 外国政府との調整」

外務省は、外国政府に対して、適切な措置を講ずるよう要請するという文言を入れております。

「(5) 非常災害対策本部の設置と活動体制」

これは、総理から指示があった場合に、本部を設置する。また②として、内閣府は、速やかに別に定める申し合わせに従って手続をとる。非常災害対策本部の事務局の設置場所は、〇〇〇〇内とする。「非常災害対策本部は、〇〇〇〇の長とし」ということで、本部員の構

成を③に記述しております。

「(6) 緊急災害対策本部の設置と活動体制」

これも、総理から指示があった場合に、直ちに本部を設置する。

②として、内閣府は、速やかに必要な手続きを行いまして、5ページに参りますが、緊急災害対策本部及び事務局の設置場所は官邸内とするということでございます。

「(7) 専門家の派遣」

国は専門知識を有する職員を現地に派遣する。

「(8) 非常災害対策本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置」

本部は、政府調査団を派遣するとともに、必要がある場合には防衛施設庁の協力を得て、現地対策本部の設置を行うという記述にしております。

「3 原子力安全委員会の活動」

これは、先生から御指摘を受けまして、新たに追記しております。

①原子力安全委員会は、直ちに委員会を開催して、専門家を招集する。また、当該専門家を現地へ派遣するということでございます。

②として、現地に派遣された原子力安全委員会委員及び専門家は、必要な技術的助言を行うものとする。

③として、原子力安全委員会は、非常災害対策本部長等に対し応急対策に関する技術的助言を行うものとするという形で、3つ追記をさせていただいております。

「4 自衛隊の災害派遣」

これにつきましては、前回とほぼ同様でございますが、関係都道府県知事の派遣要請。市町村長の知事に対する派遣要請。これに応じて自衛隊が部隊を派遣する。

また、情報収集のための部隊を派遣するとか、要請を待たないで部隊を派遣することができるということを示してございます。

「5 防災業務関係者の安全確保」

これにつきましても、少し追記をしております。防災業務関係者の安全確保ということで、原子力安全委員会が定める指針の防護指標に基づいて、被ばく防護を行う。

②として、国、地方公共団体は、関係職員の安全確保のための資機材の確保に努める。

③として、相互に密接な情報交換を行うという記述でございます。

「第3節 屋内退避、避難収容等の防護活動」ということでございます。

「1 屋内退避、避難誘導等の防護活動実施」について記述をしております。

①は、非常災害対策本部等は、指導、助言をする。

②は、関係地方公共団体は、屋内退避または避難のために立ち退きの勧告または指示を行う。

③で避難状況の確認。

④で避難に資する情報の提供ということ記述をしております。

「2 避難場所」でございますが、「(1) 避難場所の開設」。

地方公共団体は必要に応じて避難場所を開設するという記述をしております。

「(2) 避難場所の運営管理」でございます。

①として、自治体は避難場所の適切な運営管理をする。

②として、避難者に係る情報の早期把握。

③として、避難場所における生活環境の注意ということを記述しております。

④は、追記でございますが、自治体は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行うものとするという記述でございます。

「3 安定ヨウ素剤の予防服用」についても追記をしております。

①は、地方自治体は、安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時機の指示、その他必要な措置を講じるものとする。

②として、国につきましては、情報を把握して、7ページの上に参りますけれども、安定ヨウ素剤を服用すべき時機を指示するものとする。

③として、NHK等の放送事業者は、情報が的確に服用対象者の避難者等に伝わるように放送を行うものとするという記述でございます。

「4 災害弱者への配慮」、「5 飲食物の摂取制限等」ということで、若干字句の修正をしておりますが、それほど内容は変わってございません。

「第4節 犯罪の予防等社会秩序の維持」

これにつきましても、前回とほぼ同様の表現でございます。

「第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」

「1 交通の確保・緊急輸送活動」

これにつきましても、内容については、ほぼ前回と同様でございます。それぞれの都道府県警察、海上保安庁、または道路管理者等の対策について記述しております。

8ページ目の上に参りまして、「2 輸送支援」でございます。

①は、これは前回ペンディング状態でしたが、合意に至っております。非常災害対策本部等が輸送支援の依頼を行う。

②は、防衛庁及び海上保安庁は、輸送支援に協力する。これは、自ら行うということでございます。

③の警察庁及び消防庁は、輸送支援の応援のための措置をとる。これは、都道府県のそれぞれに依頼をするという趣旨でございます。

「第6節 救助・救急及び医療活動」につきましても、若干字句修正等がございますけれども、一応これも前回はペンディング状態でしたが、こういう形で合意をさせていただいております。

「(1) 国、地方公共団体による救助・救急活動」につきましても、関係地方公共団体、自衛隊、警察、消防、海保、災対本部の総合調整という形の記述にしております。

「(2) 資機材の調達等」につきましても、必要な資機材等について、実施する機関が携行すること。

また、国、自治体が資機材を確保するという記述でございます。

「2 医療活動」

9ページ目に参りますが「(1) 緊急被ばく医療派遣チームの派遣」ということでござい

まして、文部科学省、厚生労働省が緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣するという記述でございます。

「(2) 緊急被ばく医療の実施」につきましても、大きな修正はございません。

関係都道府県、または放射線医学総合研究所、国立病院、放射線障害専門病院、消防庁、自衛隊といったところについての活動を記述させていただいております。

「第7節 関係者等への的確な情報伝達活動」ということで「(1) 周辺住民等への情報伝達活動」として、非常災害対策本部等が、細かな情報を適切に提供するという記述をしております。

②として、情報伝達に当たって、報道機関の協力を得て対応し、またインターネットなどを活用して的確な情報を提供するという記述をしております。

10ページ目に入りまして、報道機関についても、迅速かつ的確な報道となるように努めるという記述をしております。

「(2) 国民への的確な情報の伝達」ということで、政府としての報道機関への発表は、非常災害対策本部等で行う。これは、政府として、一元的に対応すべきという趣旨でございます。

④として、情報伝達に当たっての配慮事項を記述いたしております。

「(3) 住民等からの問い合わせに対する対応」につきましても、非常災害対策本部の体制の整備について記述をしております。

「(4) 在京大使館等への情報提供体制の強化」ということで、外務省及び関係指定行政機関は情報を提供するという記述でございます。

「第8節 迅速な復旧活動」ということで、「(1) 屋内退避、避難収容等の解除」につきましても、非常災害対策本部等が、屋内避難、避難等の防護活動の解除を、適切に自治体に指導・助言をする。

②の原子力安全委員会については、追記をしております。対策本部長に対し、屋内退避等の解除について意見を述べるものとする。

③は、地方公共団体が解除を実施する。

④として、地方公共団体が飲食物の摂取制限等を解除するという記述でございます。

最後に「(2) 損害賠償」については、前回同様、防衛施設庁が日米地位協定に基づき適切に処理をする。

こういう形で、おおむね政府内の合意は得られておるところでございます。

政府の活動体制につきましても、関係省庁を集めまして議論いたしました。特に今回の計画の1章から3章の原災法に基づく部分につきましては、まさに頻繁というわけではございませんが、実際に原子炉で幾つかの放射能漏れ等の事故も起こっておりますので、これは実際に対応すべき内容でございます。原災法に基づいて非常に詳細な記述をしておりますが、原子力艦の場合には、これまで1,000回入港があって、放射能漏れが疑われる件数が1件ということで、事故の確率については、それほど高くはないわけでありまして、表現については比較的簡単にはしておりますが、少なくとも3つの自治体が、それぞれ依頼すべきところはどこかということについては明確に記述をしたところございまして、この後の詳細

については、今後技術的な検討を引き続き進めていかなければならないと考えております。  
説明は以上でございます。

○能澤座長 それでは、ただいまの御説明に対しまして、関係省庁の方から何か補足すべき説明がありましたらどうぞ。

後でお気づきになってもよろしゅうございますので、申し出いただきたいと思えます。  
それでは、委員の皆様の方から御質問及び御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

○石川委員 幾つか少し気になったところがありまして、原子力艦事故対策連絡会議というのをおつくりになる、これは当然必要だろうと思うのですが、それが後に出てきませんね。どこでどういうふうな関連になるのか、全然私には見えなかった。

こういうのは、腹づもりがおありになるのでしょうかから、どこかに書いておかないと、できたはいいけれども、連絡だけあって、多分後は災害本部か何かのところに、何をするのか知りませんけれども、そんなところが少し見えませんでしたということが1つでございます。

2つ目、原子力安全委員会の活動でして、今はもう安全委員会の下の専門家というのは、緊急助言組織がありますけれども、それ以外の専門家はいますでしょうか。

というのは、昔の安全委員会は科学技術庁がサポートしておられたから、安全委員会のお仕事自身は科学技術庁というふうに見えましたが、今はないように思います。これは私の間違いでしょうか。

○能澤座長 技術者が80名いらっしゃいますからね。

○石川委員 しかし、それを専門家とって放射線計測というのは、これは安全委員会のメンバーとして見ればいいので、実際上の放射線の計測なんかは、今で言いますと文部科学省ですか、そちらでやられるのだったら抜かしておいた方がいいと思います。

必要な技術助言とか、そういうのは結構ですけれども、放射線の測定とか何か書いてありましたね。専門家を派遣するものとするというあたりは、少しお考えになっておかれた方が、私はほかとの統一がとれていいのではないかと思います。

○能澤座長 原子力安全委員会事務局の方からどうぞ。

○原子力安全委員会事務局 原災法に定めました原子力事故につきましては、緊急技術助言組織という組織を立ち上げることになってございまして、今回につきましてはある意味それに代わるものという形を考えてございます。

安全委員会の中でも、安全委員とともに、今、石川先生からの御指摘のとおり、どの専門家をお願いするかについては、委員としての発令はございませんので、これから安全委員会の中でどういう運用をするか考えていきたいと思えます。

あらかじめ専門家の方々を任命して、そういう任務に携わっていただくということをお願いするということがありますし、あるいはケース・バイ・ケースで専門家の方々にお集まりいただくということもあろうかと思えますので、そのあたりの運用について検討しまして、どういう形でやるかを安全委員会の中で決めたいと思っております。

○能澤座長 私からも質問なんですけど、この場合は、緊急技術助言組織の招集は行わず、特に、ここに書いてある専門家だけを招集するということになるわけでしょうか。

○原子力安全委員会事務局 緊急技術助言組織は、今は原災法対象の事故だけを対象としておりますが、例えば原子力艦も含めて緊急技術助言組織を立ち上げるという考え方もないわけではございませんので、その点も含めて検討させていただきたいと考えております。

○石川委員 わかりました。実は最後にもう一度申し上げようと思ったのですが、前から問題になっている原子力艦の災害の状況の度合等とは、更に来年度ぐらい勉強するというところで、それがわかってから、ある程度改められるチャンスがあるだろうと思いますので、今のもので結構でございます。私の方は問題点さえ皆様方にお伝えしておけばいいので、今の状況で文章をおつくりなられたということで、結構でございます。

○能澤座長 参事官の方から御説明があれば。

○野田参事官 原子力艦関係省庁連絡会議の件につきましては、4ページの上に記述をしております。これは、非常に軽微であるとか、原子炉から放射能が若干漏れたというときに、いろいろ新聞に出たりすることがありますけれども、そういったときに別に対策をとる必要はないけれども、情報の共有化ということは必要ではないかというようなときに開くものでございまして、その後に具体的に対応体制をとっていくというところまでは結び付いてこないということでございます。

特に、先ほども少し申し上げましたように、政府の活動体制は、今回かなり簡略化をして記述をしているんですが、それにつきましては、ここの「〇〇〇〇」というところがまだ決まっていないということと、その部分については事務局が責任を持って対応していくということを前提として、簡略化をして記述をさせていただいたという状況でございます。

○能澤座長 それでは、矢川委員からどうぞ。

○矢川委員 1つは、先ほどの石川委員からの御発言の5ページの「3 原子力安全委員会の活動」なんですが、JCO事故のときに、いろんな臨界のシミュレーションを原研がかなりやられたんです。

あのときのいきさつは、原子力委員会からの要請なんでしょうか、あるいはボランティア的にやられたのか、同じ東海村の仲間ということでやられたのか、あれは一つ参考になるかと思うんです。あのときの原研が実際に臨界シミュレーションをやって、いろいろ予測をしました。ああいうことが、いつもスムーズに行われなければいけないと思うんです。今回もいろいろ汚染の領域だとか、シミュレーションが相当必要だし、これは5ページの「3 原子力安全委員会の活動」の中で読めればいいんですが、もし読めなければどこかで書いていただいた方がいいかと。単にボランティアに依存するだけでは少し不足かなと思いますので、積極的な記述が必要かもしれないと思いました。

○能澤座長 矢川先生がおっしゃるように、計算機を回すのも、やはり研究所の公費ですから、ボランティアでは自分で手計算をやるわけですから。

○矢川委員 大学の先生が趣味でやるとかあるかもしれませんが、いろんな意味で相当シミュレーションが必要になると思うんです。それが1つです。

少し細かい点ですが、気が付いた点で順不同ですが、10ページの上から2行目の③ですが、すべての記述の中で、報道機関は云々という、国の機関ではないところに対する要請の記述というのは、ここだけだったような気がするんですが、ここだけが特殊で、ほかは全部国あ

るいは地方自治体、政府とか、官に対する要請が書いてあるんですが、ここだけは民間への要請のような気がしまして、この書き方がほかと整合性があるのかというのが一つ気が付きました。

順不同ですが、4ページの中ほどの「2 政府の活動体制」の「(4) 外国政府との調整」の中で「①外務省は、関係指定行政機関と協議の上、外国政府に対し、適切な措置を講ずるよう要請するものとする」。この外国政府というのは、当該外国政府のことなんでしょうか、あるいはもう少し複数の外国政府がここに絡んでいるのか、例えばアメリカの艦が事故を起こしたときに、ロシアなどに要請するのかとか、少しここはあいまいな記述だなと思いました。これを英語で翻訳したときにどうなるかと、きちんと翻訳できないといけないと思いました。以上です。

○能澤座長 どうぞ。

○野田参事官 原子力安全委員会の方の記述につきましては、また委員会の方から御説明があるかと思いますが、前回に比べますと、原子力安全委員会につきましては、かなり積極的に記述をしていただいたということは評価していただきたいと私は思っております。

4ページの「(4) 外国政府との調整」のところで、確かに外国政府というのは、この表現でいかどうかという最終的な合意を得ていないところでございますが、これについての我々の認識は、当該外国政府という認識でございます。

実際にここを米国政府というふうに、計画の中でそこまで名前を特定化して書くのが果たしていいのかどうかということについて議論がございまして、この表現については、まだ最終的に外務省の方から了解を得ていない状況でございます。

○能澤座長 前川委員から何かございますでしょうか。

○前川委員 唯一心配なのは、地方公共団体といえども、全く原子力関連施設等の立地道府県でないところがあるので、例えば避難所の確保等について、どれぐらい具体的にできるものかという懸念を持つのですが、ここを一旦決めてしまいますと、例えば沖縄県がこれの対象になるわけですが、そうすると、そのつもりで沖縄県は避難所を確保したり、あるいは安定ヨウ素剤も確保しなければいかぬという事態になるんですが、そこも盛り込んでしまってもよろしいものでしょうか。

○能澤座長 野田参事官どうぞ。

○野田参事官 私も全く先生と同じ懸念を持っておりまして、ここの表現は努めるベースぐらいが限界なのかと思っていたのですが、少し自治体の方や、消防庁の方と御相談をさせていただく中で、ある程度はつきり書いた方がいいんじゃないかということになりました。

○能澤座長 消防庁どうぞ。

○消防庁 内容的には、自治体の要望はかなり具体的なことを書いてくださいというのが、我々が受けている感触でございます。

そうしますと、それに伴う費用負担というところについてもはっきり書いておいてくださいというのが、自治体の方でも正直あった経緯はございます。

こういう特殊性がある中で、自治体の業務等をすべて書くことについては、消防庁としては少し難しいというところもあって、いろいろ案も出したんですが、どんどん具体的なところ

ろに入っていきますので、冒頭事務局の方から御説明がございましたように、詳細については引き続き来年度以降検討を行い、その中で十分議論していけばという含みをもって消防庁として整理した経緯がございます。

○**能澤座長** 私から少し気が付いたことで、2ページ目なんですけど、第1節の1の「(2)放射能影響の早期把握のための活動」の②で、「文部科学省は、放射能調査によって通常と異なる値」という言葉ですが、これは「上回る」という言葉が必要ではないかと思えます。

「放射能調査によって常時観測値を明らかに上回る値が観測された場合には」というふうに、きちんと書いていただいた方がいいのではないかと思います。

明らかにと言いますのは、普通のバックグラウンドと言いますか、通常は非常にふらついておきますので、統計的な誤差を明らかに上回っているということが必要でございますので、我々の技術者のうるさい定義で言うと、明らかに上回るというふうにしていただくといいと思います。

次の③でございますが、指定公共機関として、日本原子力研究所、核燃料サイクルは結構なんですけど、文部科学省の委託を受けた事業といたしまして、財団法人が2つ関係しております、ルーティン・ワークと言いますか、常時防災に関する活動をしている、原子力安全技術センターというのがあります。文部科学省の傘下の財団法人でございます。

それと同様に、モニタリング等についても、財団法人日本分析センターというのが活動しております、どちらかという、定常的には2つの機関がウォッチしており、いざ、何かあるということになりますと、頭脳集団としての日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構がプラスアルファで加わってくるというのが実情ではないかと思えます。

そういうことで、指定公共機関と書いた場合には、財団法人を入れるのは難しいのかどうか存じませんが、実際にもう少しここに、日常的にそういう活動をしているところを入れてもいいのではないかという気がいたします。

その方が、そこに働いている人たちも張り切ってやってくれるでしょうし、実際そこから経常的に、これはいつもよりおかしいということなんかが上がってくる可能性がありますので、慣習がいろいろあるでしょうから、差し支えがなければそういうふうに入れていただいた方がいいのではないかと思います。

○**野田参事官** 座長の方から御指摘がありました、「常時観測値を上回る」という表現につきましては、プロジェクトチーム終了後にまた調整をして検討させていただきます。

財団法人の技術センターと分析センターの件でございますが、私どももスピーディーのシステムを技術センターの方で担当されているということ存じ上げております。これにつきまして、この計画の中に財団法人を書けるのかどうかという議論がございまして、少し検討しているところでございます。

例えば、そういうことが指定公共機関であることができるのかどうかということにつきましても、今、検討しているところでございまして、要するに、文部科学省や財団の方が、本当に原子力軍艦が放射能漏れを起こして危ない状態になったときには、決死の覚悟で行かれるのでしょから、それに対応できるような計画上の配慮ということが必要だというのは認識しておりまして、少しそのところも検討させていただきたいと思えます。

○能澤座長 御検討中でしたら、それで結構でございます。

○矢川委員 今の能澤座長の御発言に関連しますが、さきほどJCO事故のときに原研がいろいろシミュレーションをやったということなんですが、2ページの(2)のところの記述が、計測ベースになっており、今、いわゆるシミュレーションで長期的な水の汚れや空気の汚れが、かなりわかるようになってきておりますので、それがわかるような記述をしていただければプラスアルファになるかと思えます。

関連して、3月に海洋科学センターの方で、今試験中ですが、地球シミュレーターで世界最大のスーパーコンピュータが稼動を始めました。

海洋科学センターとは、文科省の特殊法人の一つですから、もし原研とか、核燃料サイクル開発機構が入るならば、そこも同じレベルだと思いますが、そこで環境の研究をやっていますので、そういう細かいことを書く必要はないかもしれませんが、これからはその協力なども必要になるのだと思います。

○石川委員 1つわからなくなってきたので、教えてもらってもよろしいですか。

前文のところに「原子力艦の原子力災害の対策についても記述する」と書いてあって、「(原子力艦内及び外国政府管理下にある区域での対策を除く)」ということになると、200海里の日本の経済水域は全部入るのでしょうか。どういうふうに解釈していらっしゃいますか。

今まで頭にあったのは、寄港地の港だけぐらいに思ったのですが、もし少し広がるとなると、これはいいとして、来年からやる作業のところでは少し頭を広げて考えなければならぬかなという意味で御質問したのですが。

○野田参事官 それは技術的検討のところでも、これまで議論してきたところでございまして、基本的に領海から港というところでの発生について考えております。

○石川委員 領海と言うと、3マイル、それとも200マイル。

○野田参事官 12海里です。

○石川委員 12海里ですか、わかりました。経済水域には入らないわけですね。

○野田参事官 はい。それと港というところをずっと議論してきたわけでございまして、さらにこの計画では、基地内で原子力艦が事故を起こしたというところまである程度限定して、今検討しているという状況でございます。

ここで、あくまでも原子力艦内及び外国政府の管理下にあるというのは、災害対策基本法が適用できないのは、この部分ですということを明記しているということです。だから、災対法の範囲が及ばないものですから、この部分は災対法では対応できませんということを書いてあるという意味がございまして。

○石川委員 変なことを伺いますが、対馬海峡でソ連の原潜が何かを起こしたら、どういうふうに考えるんですか、放っておいていいんですか。具体的な事例として少し伺いますが。

○野田参事官 1回目のPTでも議論していただいた話で、想定し始めますと非常に難しくなるものですから、その後先生方との間で、一応基地内で発生したということ想定して計画をつくらせていただいているということです。海峡なり何なりで起こったときというのは、これはまたEPZを検討する中で当然出てくる話でございますので、来年度からの検

討会で御議論いただければ大変ありがたいと思います。

○石川委員 アメリカの潜水艦だけでもよくわからないのに、そんなに広げてもしようがないですね。だんだん積み上げていけばいいですね。わかりました。そういう解釈で思っていればよいですね。

それから、先ほどから矢川先生や能澤さんがおっしゃったような、安全委員会の方で何かしておられるとしますと、どうなんでしょうか、2ページの(2)で、どこがいいかわかりませんが、多分文科省と経産省の方でいろんなコンピュータでもって入ってきた情報を分けて、災害状況を把握するというある程度のエスティメーションをしていただけるでしょうか。

そういうふうな一言をどこかに入れておかれると、随分と入ってきた情報から分析をする。まだ今の原子力は、それほどモラルが退廃しておりませんから、反対派といえども、いろんなところでどうなっているかというのを、さきのJCO事故のときにやってくれていたようにございますから、いろんな情報を集めますと随分と正確にわかると思いますから、そんなところを文科省と経産省で、情報に基づいていろんな災害状況の把握に努めるということを1項入れておいていただければ、すべて解決するのではないかと思います、どうでしょうか。

○能澤座長 石川委員のおっしゃることは、恐らく今後の事故の推移についての推定等の作業を専門機関が行うことによって、非常に適切な防災対策ができるということですね。

○石川委員 ボランティア的にやっていただいても、コンピュータをいじったりというお金がかかりますしね。

○能澤座長 今後の放射性物質の放出が増えるか、減っていくのかというような推定は非常に大事なわけです。

そういうことを、例えば日本原子力研究所なり、核燃料サイクルなど、各所がどういうことが起こっているんだという推定ができて、今後の推移について何か推定できるだろうということを書けるか、書けないか。いろんな情報をね。

○石川委員 日本の場合だったら、情報を取りにいかなければいかぬわけです。

○能澤座長 軍艦そのものについては触れることはありませんが、出てくる各種の放射線の種類によりまして、例えば希ガス起源のものしかないということになると、これはこういうことだと。

希ガス起源でなくて、溶液中に入って燃料が壊れて、明らかにウラン系統とかプルトニウム系統の混ざったものが出てきているとなれば、これはどういう事故だというある程度の推定ができますので、そういうことが推定できるような活動をどこへお願いするのかということとどこかに書いておいたらいかかということ。

○野田参事官 それでは、今の先生の御指摘を受けまして、集められた情報からのエスティメーションにつきましてどういう書きぶりができるのか、文部科学省、または経済産業省と御相談をさせていただきたいと思えます。

○能澤座長 原子力安全委員会も手伝ってもらえると思えますので。

○野田参事官 おって御相談させていただきます。よろしく願いいたします。

○能澤座長 先ほどの石川委員の御心配は、第1回のときは御欠席だったんですが、矢川委員から御発言がありました。

○石川委員 そうですか、失礼しました。やっていないから非常に具体的な積み上げ方式だからいいと思います。そういう解釈でもって我々は進んでいけばいいわけですから。

○能澤座長 それでは、議論は出尽くしたようでございますので、それを勘案して再照合していただければと思います。

続きまして、緊急被ばく医療について、事務局の方から成案を御説明願います。

○野田参事官 それでは、資料2でございます。前回、前々回と御説明をさせていただきまして、変わったところを御紹介したいと思います。

4ページをごらんいただきたいと思います。安定ヨウ素剤の予防服用について記述がございます。

上の方に「安定ヨウ素剤の予防服用」というのを追加をしております。

「2 避難場所」というところで避難場所の運営管理。ここでも「安定ヨウ素剤の準備」というものを追加しております。

それから、地方公共団体の役割を書いております。

「3 安定ヨウ素剤の予防服用」ということで、地方公共団体、国、NHK等の放送事業者の役割等を書いております。文面につきましては、先ほど御紹介ございました原子力艦での安定ヨウ素剤の記載と同じ記載になってございますので、説明の方は省略させていただきたいと思います。

以上でございます。

○能澤座長 今の御説明について、御質問とか御意見がございましたらどうぞ。

前川先生、よろしゅうございますか。

○前川委員 今、気が付いたのですが、確かに医療については言及されてありまして、医療を必要とするような想定では、こういうシナリオがいろいろ作動していくと思うんですが、例えばJCOの場合でもそうですが、万という数の方が避難所でスクリーニングを受ける。つまり、ほとんどが被ばくの痕跡もないのですが、スクリーニングを行うという大変な事業が原子力災害のときには当然必要だと思います。それが、どこにも記述されていないように思うのです。

これは、大体、地方公共団体が事業者等の協力あるいは他の道府県の協力を得て、資機材も提供してもらい、人的なバックアップもしてもらってこなさいととても対応できない事態だと思うのです。

現実には何かが起こったら、勿論医療を必要とするような医療介入というものもさることながら、そこに至らないまでも非常に重要なバックアップでありますし、また後々の心のケアとか、健康不安ということを解消するには、できるだけ早くスクリーニングをするということが重要でありますので、これを防災基本計画の中のどこかに盛り込むことは可能でしょうか。もう今は遅いのか。それともそれは必要ないということでしょうか。少し御意見を伺いたいと思いますが。

○能澤座長 安全委員会どうぞ。

○原子力安全委員会事務局 スクリーニングについて、防災基本計画のどこかで読めるかどうか、あるいは記載がないのかどうかということは、直ちにわからないものですから、検討させていただきたいと思います。

安全委員会が定めております防災指針の中ではそういうことをうたってございますし、実際のスクリーニングでは、まだまだ検討すべき点は多いかというふうに存じてございますけれども、防災基本計画上、どういう形でその辺を記述していったらいいのかということについては少し検討させていただければと思います。

○前川委員 とりわけ、例えば原子力立地道府県であれば、恐らくそれなりの対策は講じていらっしゃると思うのですが、もしも原子力艦等の寄港地も対象となると、とても沖縄県がスクリーニングできるとは思えないわけです。

そうすると、関係する道府県の協力というのは当然必要になってまいりますので、一般住民に対するスクリーニングという項目をどこかで設けておいた方がよいのではないかとこのうふうに、今、急に思ったものですから発言させていただきました。

○能澤座長 私の知っているところでは、JCO事故のときにそれを手伝えるため、全国の原子力発電所や電力会社から600人のボランティアが集まったんです。会社から派遣されたからボランティアというのとは意味が少し違うでしょうが、私は、その方たちが大変そういったことを手伝って事がスムーズに運ばれたと認識しております。

とても東海村のある茨城県だけでは対処できなかった話です。おっしゃるとおりです。

○石川委員 前川先生が緊急被ばく医療の実施のときにおつくりなられたのは、初期というのには入らないわけでございますね。今、おっしゃられた7ページのところです。

これは、相当重篤な被ばくをされた方については、初期、二次、三次だったですかね。

○前川委員 恐らく、医療対応を必要とするようなこと。

○石川委員 では、これの中では読めないということですね。

○前川委員 そうですね。

○能澤座長 医療を必要としない人をどういうふうに見分けるかということですね。

○石川委員 そうということですね。

○能澤座長 安全委員会の事務局の方で、本文の方でカバーできているというならば、どういふふうに考えればよかったのか、それを少し検討していただければと思います。

今、おっしゃったように、本文には一応粗く書いてあるはずですから。

○石川委員 今のところを読むのだったら、2ページ目の放射線モニタリングで資材の貸与等の協力を行うよう要請するといふところで読む以外にはありませんね。

○能澤座長 それでは、これですらよろしいですね。今の御意見を入れて、最終版をつくっていただければと思います。

これで本日の議論は終了させていただきますが、本日いただいた御意見を踏まえまして、原子力艦の原子力災害対策と、緊急被ばく医療に係る防災基本計画の修正文案を修正いただき、3月25日に開催が予定されております防災基本計画専門調査会の場において、我々の方で報告させていただきたいと思っておりますので、御了解いただきたいと思っております。

最後に何か事務局の方から、お知らせすることはございますか。

○高橋統括官 それでは、最後に御礼を申し上げたいと思います。

能澤座長をはじめ、先生方には昨年の秋から4回にわたりまして、このプロジェクトチームにおいて御検討をいただき、大変ありがとうございます。

原子力艦の原子力災害、あるいは緊急被ばく医療というのはあってはならない事態でございますが、ただ災害対策としてはあってはならない事態に備えるというのが基本でございますので、関係省庁と連携しながら十分対応をとってまいりたいと思います。

今、座長の方からおまとめいただきましたように、本日先生方からいただいた御意見を踏まえた上で最終的な調整をして、25日の防災基本計画専門調査会に報告させていただきたいと思います。

冒頭で申し上げましたように、非常災害対策本部の事務局をどこに置くかという、ある意味で一番大事なところが、まだ行政内部の調整を引き続き行っているところでございます。また、それとともに特に原子力艦問題につきましては、米軍と原子力で、二重の大きな問題をはらみますので、災害対策基本法の世界だけではなくて、広い意味での危機管理としまして、災対法を適用する前の段階で、やはり総理や内閣官房が全面に出ているいろいろな対応をとることも必要となってくるわけでございます。

その中で、災害対策としてどういう役割を果たすかという大きな危機管理の中での災害対策という位置づけになってこようかと思えます。

今後、引き続き行政部内での調整を精力的に行いまして、25日は原子力関係と風水害の関係の2件に係るようになっておりますので、できれば25日に2本セットで御報告をしたいと思っておりますし、場合によっては風水害、原子力、それぞれそれなりに大きなテーマでございまして、また引き続き専門調査会の検討をお願いすることになるかもしれません。

いずれにしましても、4月の連休前には中央防災会議に報告できるように、今後行政部内で精力的に詰めてまいりたいと思っております。

どうも先生方には、大変長い間、真剣に御指導いただきましてありがとうございました。

○能澤座長 それでは、これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。御協力ありがとうございました。